

民間工事流用先一覧表の登録申請及び審査要領

(目的)

第1条 この要領は、広島県が発注する建設工事に伴って発生する建設発生土について、工事間流用先として受入可能な民間工事を一覧表に登録するための申請及び審査等について必要な事項を定めることにより、建設発生土の有効利用と適正処理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「建設発生土」とは、広島県が発注する建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。

2 この要領において「民間工事」とは、民間事業者が事業主体となって実施する建設工事等のうち、建設発生土を受け入れ、その埋立・盛土等を行う工事で、広島県土砂の適正処理に関する条例（平成16年広島県条例第1号。以下「県土砂条例」という。）第16条本文の規定による許可（一時堆積行為を除く。）を受けているもの、同条第7号の規定による届出を行っているもの又は同条例第42条第2項の規定により公示された市町が制定した条例により土砂埋立行為に関する許可を受けているもの、若しくは宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「盛土規制法」という。）第十二条第一項の許可を受けているもの、同法第三十条第一項の許可を受けているものをいう。

3 この要領において「民間工事流用先一覧表」とは、建設発生土を受入可能な民間工事の一覧表であって、指定処分（工事間流用）の候補地として利用するものをいう。

(新規登録申請)

第3条 民間工事流用先一覧表への登録を希望する者は、広島県土木建築局技術企画課長（以下「技術企画課長」という。）に次の各号に掲げる書類を添付した上で、技術企画課長が定める方法により申請しなければならない。

(1) 位置図（1/10000～1/50000程度）

(2) 県土砂条例若しくは盛土規制法に関する次のいずれかの書類の写し

ア 県土砂条例第16条本文に規定する土砂埋立行為の許可を受けている場合は、同条例第17条第1項の規定による土砂埋立行為許可申請書、許可通知書、土砂埋立行為完了時の平面図及び断面図並びに事業計画が分かる資料

イ 県土砂条例第16条第7号の規定により土砂埋立行為の届出をしている場合は、土砂埋立行為届出書、届出書を受理した旨の通知、土砂埋立行為完了時の平面図及び断面図並びに事業計画、埋立土量及び埋立期間が分かる資料

ウ 県土砂条例第42条第2項の規定により公示された市町が制定した条例により土砂埋立行為に関する許可を受けている場合は、許可に係る申請書、許可を受けた旨の通知、土砂埋立行為完了時の平面図及び断面図並びに事業計画が分かる資料

エ 盛土規制法第十二条第一項及び同法第三十条第一項の許可を受けている場合は、同法施行規則の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書、許可証、土地の平面図、土地の断面図並びに事業計画が分かる資料

(3) その他、民間工事に係るすべての関係法令許可書等の写し

(4) 建設発生土を受入れる場所及び利用目的がわかる図面等

(5) 民間工事の現況写真（民間工事の全体、防災施設及び環境対策施設等がわかるもの）

(6) 国道及び県道等から建設発生土を受入れる場所に至る道路について、ダンプトラック（10t車）が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できる幅員等が確保されていることがわかる経路図及び写真

(7) 確約書（別記様式第1号）

(8) 誓約書（別記様式第2号）

2 技術企画課長は、前項に規定する申請を随時受付するものとし、第5条に規定する審査により適切と認められた民間工事を、審査等を終えた日の翌月1日付けで民間工事流用先一覧表に

登録する。

(申請者の要件)

第4条 申請者は、次の各号すべてを満たす場合に、民間工事流用先一覧表への登録を申請できるものとする。

- (1) 受入価格を無償とすること。
- (2) 他の公共工事との流用調整の結果や工事工程・土質条件が合わない場合などは、申請された土量の搬入が保証できないことを了承すること。
- (3) 建設発生土の搬入（ダンプトラックによる運搬）は広島県が無償で行うこととするが、搬入後（ダンプトラックによる荷下ろし後）の押土・敷均し・締固め等は自ら行うこと。
- (4) 建設発生土の搬入に際しては、地域住民等からの苦情等に適切に対応すること。
- (5) 建設発生土の搬入に必要な土砂流出防止措置（沈砂池・法面工の設置等）や災害防止措置（排水工・擁壁の設置等）を、関係法令の許可等の内容に基づき適切に行うこと。
- (6) 搬入した建設発生土を申請された民間工事のみに利用するものとし、他箇所への販売や搬出をしないこと。また、搬入後の建設発生土の管理は自らの責任において行うこと。
- (7) 民間工事の施工に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、自ら責任を負うこと。

2 技術企画課長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その者の申請に係る民間工事を民間工事流用先一覧表に登録しない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第7号又は第8号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者
- (3) 前号の許可の取り消し処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に、建設業法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から5年を経過しないもの
- (4) 前号に規定する期間内に同号に規定する届出があった場合において、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者（支配人である者を除く。）であるものとする。以下同じ。）であった者又は当該届出に係る個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- (5) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (6) 建設業法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- (7) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (8) 建設業法、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条の2各号に掲げるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (10) 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
- (11) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は

- 次号のいずれかに該当するもの
- (12) 法人でその役員等又は使用人のうちに、第1号から第4号まで又は第6号から第10号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - (13) 個人で使用人のうちに、第1号から第4号まで又は第6号から第10号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - (14) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(申請書類の審査及び現地調査)

第5条 技術企画課長は、申請者から提出された民間工事の登録に係る申請書類を審査し、必要に応じて現地調査を行う。

(民間工事流用先一覧表への登録)

第6条 技術企画課長は、前条に規定する審査等を行ったときは、その審査等の結果を当該申請者へ通知する。また、審査等により適切と認められた場合は、申請書類に記載された事項を民間工事流用先一覧表に登録する。(以下、民間工事流用先一覧表に登録された者を「事業者」という。)

2 前項に規定する民間工事流用先一覧表への登録の効力は、申請書類に記載された受入期間までとし、その期間の経過によってその効力を失う。

(変更申請)

第7条 事業者は、民間工事流用先一覧表に登録後、申請書類の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく、技術企画課長に第3条第1項に規定する申請書類のうち変更となるもの(以下「変更申請書類」という。)を添付した上で、技術企画課長が定める方法により申請しなければならない。

2 事業者は、前項のうち受入期間の延長を伴う変更申請を行うときには、受入期間の末日から1か月前までに変更申請書類を添付した上で、申請しなければならない。

(変更申請書類の審査及び現地調査)

第8条 技術企画課長は、事業者から提出された変更申請書類を審査し、必要に応じて現地調査を行う。

(民間工事流用先一覧表の変更)

第9条 技術企画課長は、前条に規定する審査等により変更内容が適切と認められた場合は、民間工事流用先一覧表の変更を行う。なお、民間工事流用先一覧表の変更は、変更申請書類が提出され審査等を終えた日の翌月1日付けで行う。

(受入に係る調整への協力)

第10条 事業者は、広島県から建設発生土の受入に関する連絡を受けたときは、受入の調整(受入開始時期や時間帯、土質条件等)に協力しなければならない。

2 事業者は、前項の調整の結果、建設発生土の受入を辞退するときは、受入辞退理由書(別記様式第3号)を広島県に提出しなければならない。

(調査等への協力)

第11条 事業者は、建設発生土の有効利用と適正処理の推進に関する調査及び民間工事流用先一覧表の登録に係る現地調査等について技術企画課長から要請があった場合は、これに応じ、協力しなければならない。

(民間工事流用先一覧表登録の取消)

第12条 技術企画課長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、民間工事流用先一覧表から当該事業者の民間工事の登録を取り消す。

(1) 第3条第1項に規定する申請書類の内容に虚偽の記載があったとき。

- (2) 第3条第1項に規定する申請書類の記載と異なる行為があったとき。
- (3) 第3条第1項に規定する確約書若しくは誓約書に違反したとき。
- (4) 第5条、第8条及び第11条に規定する現地調査等により、産業廃棄物の混入が確認されたとき。
- (5) 民間工事流用先一覧表に登録後、申請書類の記載内容に変更が生じているにも関わらず、第7条に規定する変更申請を怠っているとき。
- (6) 第10条第2項に規定する受入辞退理由書を広島県に提出しなかったとき。
- (7) 前条に規定する調査等について、技術企画課長からの要請に応じなかったとき。
- (8) 周辺環境への配慮を怠る等、地域住民との間で紛争が生じたとき。
- (9) 関係法令に違反する等、不正な行為があったとき。
- (10) 関係法令に基づく是正指導・勧告や改善命令を受けたとき。

(受入中止)

第13条 事業者は、建設発生土の受入を中止しようとする場合は、受入を中止する1か月前までに、技術企画課長が定める方法により申請しなければならない。

(受入完了)

第14条 事業者は、建設発生土の受入が完了したときは、遅滞なく、技術企画課長が定める方法により申請しなければならない。

(民間工事流用先一覧表からの削除)

第15条 技術企画課長は、第12条に定めるほか、第13条に規定する受入中止及び前条に規定する受入完了の申請を受け付けた場合は、民間工事流用先一覧表から当該事業者の民間工事に係る記載を削除する。

(官民マッチングシステムへの登録)

第16条 事業者は、民間工事流用先一覧表の登録や変更等が完了したときは、建設発生土の官民有効利用マッチングシステムに同じ内容を登録するよう努めなければならない。

附 則 (令和4年6月1日制定)

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月26日改正)

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年9月28日から施行する。